

# 京 都 市

## 動物による迷惑等の防止に関する条例（案）について



平成27年3月15日(日)市民説明会

京 都 市  
保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

# 1 条例制定の背景



## 1 京都動物愛護憲章 平成26年12月12日制定

趣 旨 人と動物が共生できるうるおいのある豊かなまちづくり

考え方 人が動物を通じて他人に迷惑をかけない

項 目 動物との正しい関わりを考えましょう。

人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。 など

(憲章の詳細については、配付のリーフレットを御覧ください。)

## 2 庁内プロジェクトチーム 平成25年12月設置

名 称 犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム

役 割 被害の実態把握，課題抽出，対策の構築

検討結果 実効性のある取組を進めるための条例が必要



- 人と動物の共生のまちづくりには、動物に関わる全ての人の行動に高いモラルと責任が求められる。
- 憲章に加え、具体的な規制行為を示し、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定める条例が必要

## 2 被害等の状況 本市保健センター受け

### 犬

年 度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 ～2月
苦 情	件 数	580	616	837	654	671
内 訳	鳴 声 ・ 臭 気	320	322	370	525	584
	放 し 飼 い	87	72	65	60	47
	家 屋 等 荒 ら し	28	63	107	24	0
	そ の 他	145	159	295	45	40
ふん尿被害相談件数 (苦情件数再掲)		311	409	442	398	451

### 猫

年 度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 ～2月
苦 情	件 数	1,403	1,111	1,136	685	744
内 訳	鳴 声 ・ 臭 気	615	539	368	404	452
	放 し 飼 い	290	251	194	105	126
	家 屋 等 荒 ら し	214	155	273	95	94
	そ の 他	284	166	301	81	72
ふん尿被害相談件数 (苦情件数再掲)		566	699	561	273	370

- 犬のふんは、ほとんどの人が回収しており、一部のマナー違反者にしっかり対応を望む声が多い。
- 猫のふん尿は、放し飼いをやめてほしい、野良猫への餌やりで集まり、ふん尿をして困るという声が多い。
- 鳥によるふん尿の被害は、鳩に困っているという声が多い。残飯ゴミ等を鳩やカラスが食べにくるという声が多く、餌を与える人がいるという声もある。



# 3 条例の概要

## 第1章 総則（第1～6条）

○目的

○所有者の責務，○本市の責務，○市民等の責務 など

## 第2章 動物の適正な取扱い（第7～10条）

○多数の犬猫の飼養保管の届出義務

○犬のふん回収用具の携帯・回収義務

○動物への不適切な給餌の禁止，○勧告命令 など

## 第3章 雑則（第11～13条）

○報告・資料の提出，立入調査 など

## 第4章 罰則（第14～16条）

○過料

# 4 目的(第1条)

## 第1条 目的

この条例は、**適正な動物の取扱い**に関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して**人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。**

### (参考1) 動物の愛護及び管理に関する法律

#### 第1条 目的

この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、**動物の適正な取扱い**その他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて**動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。**

#### 第9条 地方公共団体の措置

地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、**動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。**

### (参考2) 京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例

#### 第1条 目的

この条例は、**動物の適正な取扱い**を通じ、動物愛護の意識を高めるとともに、**動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚染を防止し、人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。**

## 5 飼い主, 本市, 市民の責務(第3~6条)

### 第3条 飼い主(条文では「所有者等」と表現)の責務

1 (動物の)所有者等は, 人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な飼養及び保管に努めなければならない。

※ 動物の取扱いについて, 具体的に努めるべきこと 2~3 (後述)

### 第4条 本市の責務

- (1) 動物の適正な取扱いに関する指導及び意識の啓発を行うこと。
- (2) 公共の場所におけるふん尿による被害の防止に関する施策を実施すること。
- (3) 野良猫に対する適切な給餌に係る活動を支援すること。 など

### 第5条 市民等(市民及び観光客その他の滞在者)の責務

市民等は, 動物との触れ合いに際して, 人に迷惑を及ぼすことがないよう, 動物を適正に取扱うよう努めなければならない。

### 第6条 相互の協力

所有者等, 本市及び市民等は, この条例の目的を達成するため, 相互に, その果たす役割を理解し, 協力するものとする。

## 6 多頭飼育の届出(第7条)

### 第7条 多数の犬猫(条文では「犬等」と表現)の飼養等に係る届出

1 犬等(生後91日未満のものを除く。)の所有者等(動物取扱業者等を除く。)は、一の場合において、飼養し、又は保管する犬の数が5以上又は犬等の数が10以上となったときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者等の氏名及び住所
- (2) 犬等を飼養し、又は保管する場所の所在地
- (3) 飼養し、又は保管する犬等の数

### 本条の目的

多頭飼育は、周辺的生活環境への影響が大きく、動物の虐待(ネグレクト)にもつながることから、飼い主の意識喚起や適正な飼育についての啓発を図る。

### 本条の要旨

- 1 対象 生後91日未満を除く犬又は猫
- 2 届出義務者 犬又は猫の飼い主(動物取扱業者等を除く。)
- 3 対象となる犬又は猫の数  
犬5頭以上、猫10頭以上、犬猫合わせて10頭以上のいずれか
- 4 届出期限  
対象頭数となった日から30日以内(初日算入)  
現在、既に該当している場合は、平成27年10月1日まで
- 5 罰則 届出をしないなど 1万円以下の過料(条例第16条)

# 7 所有者明示(第3条第2項)

## 第3条第2項 マイクロチップ等による所有者明示

犬等の所有者は、マイクロチップをその所有する犬等の体内に装着する方法その他の当該犬等が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を講じるよう努めなければならない。

### 本条の目的

犬猫の盗難や迷子の防止、保護された犬猫の返還を容易にするほか、飼い主の責任意識を大きく向上させる効果があることから、マイクロチップの装着を推進する。

これにより、動物（特に登録制度がない飼い猫）の遺棄を許さないまちづくりを進める。

### マイクロチップ装着の普及促進事業（平成27年度実施予定）

- 飼い主が登録料（1,000円）のみ負担すれば、装着できる制度を創設（1,000頭／年）
- 京都市獣医師会との協働による実施

## 8 飼い犬のふん尿被害防止策(第8条ほか)

### 第8条 飼い犬のふんの回収義務

- 1 犬の所有者等は、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携帯しなければならない。
- 2 犬の所有者等は、飼い犬が自宅等以外の場所でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収しなければならない。

### 本条の要旨

- 1 対象 飼い犬
- 2 義務者 犬の所有者等
- 3 対象となる時  
散歩時など、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするとき。
- 4 義務 ア ふんを回収するための用具を携帯すること。  
イ ふんをしたときは、直ちに回収すること。
- 5 罰則 ア ふんを回収するための用具の不携帯 罰則なし  
イ **ふんの不回収 3万円以下の過料** (条例第15条)
- 6 **罰則の適用 (ふんの不回収)**  
**平成27年10月1日から**

## 第3条第3項 自宅等における排せつ

犬の所有者等は、飼い犬を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所に同伴しようとするときは、あらかじめ、自宅において排せつさせるよう努めなければならない。

### 本条の目的

散歩と排せつを切り離し、散歩を運動のためだけのものとする事で、公共の場所では排せつをさせないという飼い方、しつけの普及を図る（罰則なし）。

※ ふん尿被害の抑止というだけでなく、住宅密集地における犬の適正な飼い方とされる室内飼養のためにも、自宅等における排せつの習慣付けは推奨されている。

## 9 飼い猫の屋内飼養（第3条第4項）

### 第3条第4項 飼い猫の屋内飼養

猫の所有者等は、飼い猫が自宅等以外の場所に侵入することにより人に迷惑を及ぼすことを防止する観点から、飼い猫を屋内において飼養し、及び保管するよう努めなければならない。

### 本条の目的

猫の適正な飼い方として、室内飼養の徹底を図る（罰則なし）。

#### ※ 外飼い（放し飼い）の問題点

迷惑事象の発生：ふん尿被害，人獣共通感染症，庭・家屋あらし，  
鳴き声 など

健康への悪影響：伝染病，寄生虫 など

その他のリスク：交通事故，けんか，盗難，無秩序な繁殖 など

### 野良猫は不適正飼養の典型

→ 快適な飼養環境が用意されず，病気や事故のリスクにさらされ，習性に従った行動が迷惑事象となる，人にとっても猫にとっても望ましくない状態

# 10 不適切な給餌の禁止等(第9条)

## 第9条 不適切な給餌の禁止等

- 1 市民等は，所有者等のない動物に対して給餌を行うときは，適切な方法により行うこととし，周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。



- 2 市長は，前項の動物に対する給餌について，必要があると認めるときは，適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準を定めることができる。

## 本条の要旨

- 1 **対象** 所有者等のない動物（野良猫，鳩，あらいぐま など）
- 2 **義務者** 市民等（市民及び観光旅行者その他の滞在者）
- 3 **義務** 適切な方法により給餌（給水を含む。）する。  
周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌をしない。
- 4 **基準** 市長が，適切な給餌の方法に関し遵守すべき基準を示す。
- 5 **罰則** なし  
ただし，第10条第2項による命令違反に対して過料あり

## 第10条 勧告及び命令

- 1 市長は、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項に規定する基準に従わずに行われている給餌に起因して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

## 本条の要旨

- 1 **勧告の対象となるとき**  
給餌により周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるとき。
- 2 **命令の対象となるとき**  
勧告に係る措置を採らなかったとき。
- 3 **罰則** ア 勧告違反 なし  
イ 命令違反 5万円以下の過料（条例第14条第1号）
- 4 **罰則の適用（命令違反）**  
平成27年10月1日から（条例附則1「施行期日」）

## 適切な給餌の基準（案）

環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（平成22年2月）における「地域猫」の要件に準拠

（理由）

- ・ 周辺住民にも理解が得られるもの
- ・ 本市が支援する「まちねこ活動」などTNR活動の妨げにならないもの

（概要）

- 餌やふん尿等は、適切に処理し、給餌場所及びその周辺の清潔を保つこと。
- 自宅や了解のある場所で給餌を行うこと。
- 避妊去勢手術の実施など野良猫をなくす取組を行っていること。
- トラブル・問題に責任を持って対処すること。

給餌の責任者等を登録する制度（任意）の創設を検討

# 11 雑則

## 第11条 報告又は資料の提出

市長は、前章（第8条第1項を除く。次条第1項において同じ。）及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、所有者等又は所有者等のない動物に対して給餌を行っている者その他の関係者に対し、動物の取扱いの状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第12条 立入調査等

1 市長は、前章及び法第25条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、不適正な動物の取扱いが行われていると認められる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

## 両条の要旨

### 1 対象とする範囲 次について必要な限度

- 多頭飼育の届出等、○犬のふんの不回収、○不適切な給餌、○勧告命令、○動愛法第25条に規定する勧告命令

（多数飼育に起因して生活環境が損なわれる事態、虐待に対する本市の勧告命令）

### 2 罰則

- ア 報告・資料の提出をしないなど **5万円以下の過料**（条例第14条第2号）
- イ 立入調査を拒むなど **5万円以下の過料**（条例第14条第3号）

### 3 罰則の適用

**平成27年10月1日から**（条例附則1「施行期日」）